



佐賀県公報

平成19年
3月2日
(金曜日)
第 12873号

●佐賀県規則第三号

佐賀県知事 古川 康

平成十九年三月二日

(○印は、県例規集に登載するもの)

佐賀県公有財産規則（昭和四十年佐賀県規則第六号）の一部を次のように改

正する。

◎佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則

(三・用度管財課)一

規則

告示

○漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の同意の適合 (九六・生産者支援課) 三

○道路の区域の変更 (九七・道路課) 三

公告

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 三

(建築住宅課) 三

第十九条に次の二項を加える。

4 財産管理者は、使用許可期間が満了する前に当該使用者が財産を使用しな

くなつた場合は、速やかに行政財産使用廃止届（別記様式第十号の二）を提出させなければならない。

第三十三条を次のように改める。

(使用許可等の台帳)

第三十三条 財産管理者は、次の各号に掲げる行為を行つたときは、それぞれ当該各号に掲げる台帳を作成しなければならない。

一 行政財産の使用許可又は普通財産の貸付契約 行政財産使用許可台帳・普通財産貸付台帳（別記様式第二十二号）

二 土地又は建物の借受け 土地建物借受台帳（別記様式第二十二号の二）

三 普通財産に対する私権の設定 普通財産私権設定台帳（別記様式第二十二号の三）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

第三十四条の前の見出しを「（財産台帳及び履歴台帳）」に改め、同条第一項中「その所管の」を「次の各号に掲げる」に、「財産台帳（別記様式第二十三号の一から同号の十まで）」を「それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 土地 別記様式第二十三号の一及び様式第二十三号の二
二 建物 別記様式第二十三号の三及び様式第二十三号の四
三 工作物 別記様式第二十三号の五及び様式第二十三号の六
四 立木 別記様式第二十三号の七及び様式第二十三号の八
五 船舶 別記様式第二十三号の九及び様式第二十三号の十
六 用益物権 別記様式第二十三号の十一及び様式第二十三号の十二
七 無体財産権 別記様式第二十三号の十三及び様式第二十三号の十四
八 有価証券その他 別記様式第二十三号の十五及び様式第二十三号の十六
第三十四条第二項を削り、同条第三項中「前各号」を「前項」に改め、「地上権、地役権その他の」を削り、同項を同条第二項とする。
第三十五条中「財産台帳を作成し、その副本を用度管財課長に送付しなければならない」を「財産台帳及び履歴台帳を作成しなければならない」に改める。
第三十九条第一項を次のように改める。
財産管理者は、次の各号に掲げる財産について異動が生じたときは、直ちに財産台帳及び履歴台帳を修正し、それぞれ当該各号に掲げる様式により用度管財課長に通知しなければならない。

一 土地 別記様式第二十五号	二 建物 別記様式第二十五号の二
三 工作物・船舶 別記様式第二十五号の三	四 立木 別記様式第二十五号の四
五 用益物権、無体財産権、有価証券その他 別記様式第二十五号の五	第三十九条第二項中「地上権、地役権その他の」を削る。

様式第十号の次に次の二様式を加える。

様式第10号の2（第19条関係）

行政財産使用廃止届

年　月　日

佐賀県知事　様

住所

届出人　氏名

印

1　使用目的

2　使用物件

(1)　所在地

(2)　明細

(土地の地番、地目及び地積又は建物の構造、種類及び面積等)

3　使用の廃止の時期　　年　　月　　日

注1　行政財産使用廃止届には、許可指令書の写しを添付すること。

2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十二号を次のように改める。

様式第22号（第33条関係）

行政財産使用許可台帳・普通財産貸付台帳

様式第二十二号の次に次の二様式を加える。

様式第22号の2（第33条関係）

土地建物借受台帳

様式第22号の3（第33条関係）

普通財產私權設定台帳

様式第二十三号の一から様式第二十三号の十までを次のように改める。

様式第23号の1(第34条関係)

財產台帳（土地）

名 称	整理番号	relation
財産管理者	所 在	分 類
現在公簿面積	現在実測面積	未利用地
明細番号	所 在 地	地 番 (地 目)
		種 目
		公簿面積 (m ²)
		実測面積 (m ²)
		価 格 (円)
		登記年月日

様式第23号の2 (第34条関係)

履歷台帳（土地）

様式第23号の3(第34条関係)

財產台帳（建物）

名 称	整理番号	関係課等名
財産管理者	所 在	分 類
現在建面積	現在延面積	未利用地
明細番号	所 在 地	種 目
		構 造
		造
		建面積 (m ²)
		価 格 (円)
		建築年月日
		構造、形式等
		地上階
		地下階
		延面積 (m ²)

様式第23号の4（第34条関係）

履歴台帳（建物）

様式第23号の5 (第34条関係)

財產台帳（工作物）

様式第23号の6(第34条関係)

履歷台帳（工作物）

様式第23号の7（第34条関係）

財產台帳（立木）

様式第23号の8（第34条関係）

履歷台帳（立木）

様式第23号の9(第34条関係)

財産台帳(船舶)

名 称	整理番号	関係課等名	
財産管理者			
明細番号			
用 途	船体材料 長さ(m)	船体製造者 主機製造者	
船籍港	幅(m)	竣工年月日	
登録年月日	深さ(m)	進水年月日	
登録番号	速力(ノット)	取得年月日	
種 目	出力(ps)		
現在価格(円)	数(t)		

主機の種類・形式

様式第23号の10（第34条関係）

履歷台帳（船舶）

様式第二十三号の十の次に次の六様式を加える。

様式第23号の11(第34条関係)

財產台帳（用益物權）

様式第23号の12（第34条関係）

履歷台帳（用益物權）

様式第23号の13（第34条関係）

財產台帳（無體財產權）

様式第23号の14（第34条関係）

履歴台帳（無体財産権）

明細番号	履歴番号	異動年月日	異動理由	増減価格(円)	現在価格(円)	沿革

様式第23号の15（第34条関係）

財産台帳（有価証券その他）

様式第23号の16 (第34条関係)
履歴台帳(有価証券との併用)

様式第一回印中「財産管理事務取扱者」や「財産管理者」に改められ。
様式第二十五号を次のとおり改めた。

様式第25号（第39条関係）

公有財産の異動を通知します。

名 称	財産管理者	関係課等名
財 產 区 分	会 計 区 分	性 質 区 分

土地

様式第二十五号の次に次の四様式を加える。

様式第25号の2(第39条関係)

公有財産の異動を通知します。

名 称	財産管理者	関係課等名
財 產 区 分	会 計 区 分	性 質 区 分

建筑物

様式第25号の3（第39条関係）

公有財産の異動を通知します。

名 称		財産管理者	関係課等名
財 產 区 分		会 計 区 分	性 質 区 分

工作物・船舶

様式第25号の4（第39条関係）

公有財産の異動を通知します。

立木

名 称	財産管理者	関係課等名
財 產 区 分	会 計 区 分	性 質 区 分

様式第25号の5（第39条関係）

公有財産の異動を通知します。

用益物権、無体財産権、有価証券その他

公有財産の異動を通知します。		用益物権、無体財産権、有価証券その他	
名 称	財産管理者	関係課等名	
財産区分	会計区分	性質区分	
種 類	所 在 地	登録年月日	數 量
			量 異動前 異動後
			価格(円) 異動前 異動後
			異動年月日
			異動理由

別表第三

(第三十二条関係)

別表第三を次のように改める。

公有財産区分種目表

建 物												土 地	分 区										
雜 屋 建	工 場 建	住 宅 建	倉 庫 建	事 務 所 建	公 園	公 衆 用 道 路	雜 種 地	堤	井 溝	保 安 林	用 惡 水 路	境 內 地	墓 地	原 野	牧 場	山 林	池 沼	鉱 泉 地	烟 田	宅 地	学 校 用 地	鐵 道 用 地	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
上屋を包括する。 他の種目に属しない建物を包括する。	公署、学校、図書館、病院等の主な建物を包括する。 職員宿舎、公営住宅、寮等の主な建物を包括する。	ト ル 平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル																				
亘 長 延 長	電 信 線 路	軽 便 軌 道	軌 道	岸 壁	射 場	土 留	橋 梁	貯 槽	煙 突														
電 信 架 空 裸 線	電 信 架 空 ケ ーブ ル	電 信 地 下	メ ー ト ル																				
電 信 架 空 裸 線	電 信 架 空 ケ ーブ ル	電 信 地 下	メ ー ト ル																				

木門、石門等の各一箇所をもつて一個とする。
さく、塀、垣、生垣等を包括する。

一式をもつて一個とする。

溝きよ、埋下水等の各一式をもつて一個とする。

築山、置石、泉水等（立木竹を除く。）を一
團とし、一箇所をもつて一個とする。

貯水池、ろ水池、井戸等の各一箇所をもつて
一個とする。

石敷、れん瓦敷、コンクリート敷、木塊舗床、
アスファルト舗床等の各一箇所をもつて一個
とする。

電燈、ガス燈、弧光燈等に関する設備（常時
取り外す部分を含まない。）の各一式をもつ
て一個とする。

電設電話、電鈴、放送等に関する設備で他の
種目に属しないものを包括し、各一式をもつ
て一個とする。

独立の存在を有するもので煙道等の設備を一
團として一基をもつて一個とする。

水槽、油槽、ガス槽等を包括し、各個数によ
る。

さん橋、陸橋等をも包括し、各個数によ
る。

石垣、さく等の各一箇所をもつて一個とする。

射撃場における諸工作物の一式をもつて一個
とする。

一式をもつて一個とする。

暖房装置及び冷房装置の一式をもつて一個と
する。

暖房装置をもつて一個とする。

消火装置をもつて一個とする。

通風装置をもつて一個とする。

警報装置をもつて一個とする。

淨化装置をもつて一個とする。

通信装置をもつて一個とする。

煙突をもつて一個とする。

橋梁をもつて一個とする。

土留をもつて一個とする。

射場をもつて一個とする。

岸壁をもつて一個とする。

軌道をもつて一個とする。

軽便軌道をもつて一個とする。

電信架空裸線をもつて一個とする。

電信架空ケーブルをもつて一個とする。

電信地下をもつて一個とする。

◎佐賀県告示第九十六号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）

第一百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があつた旨の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に

適合するものと認める。

平成十九年三月二日

区 域	区 分
唐津市第四	吾智網漁業

●佐賀県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月一日から平成十九年四月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域				
	区	間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 110七号	藤津郡太良町大字糸岐字川南一 五三九番五地先から 藤津郡太良町大字糸岐字川南一 五五八番一二地先まで		後	一五・八 一一・九	九七・六
	藤津郡太良町大字糸岐字川南一 五三九番五地先から 藤津郡太良町大字糸岐字川南一 五五八番一二地先まで	前	一五・〇 一〇・八	九七・六	

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年3月2日

佐賀県知事 古川 康

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

指定番号	指定期置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
49 9	神埼市神埼町鶴字秀鶴102番 9	平成19年 2月15日	4.04~6.03 (4.04~6.00)	80.19